

# 第十三回 参議院外務委員会議録 第十五号

(三四八)

昭和二十七年三月二十八日(金曜日)午後三時三分開会

## 委員の異動

三月二十七日委員佐多忠隆君辞任につき、その補欠として金子洋文君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 有馬 英二君  
理事 德川 順貞君  
吉川末次郎君

委員 平林 太一君  
伊達源一郎君  
中山 福藏君  
大隈 信幸君  
桑田 傳一君

政府委員

人議院法制局長

外務政務次官

外務大臣官房長

外務省審議室勤務  
事務局側

常任委員 久保田寅一郎君  
会専門員

本日の会議に付した事件  
○外務公務員法案(内閣提出、衆議院  
送付)

○委員長(有馬英二君) それでは外務委員会を開きます。前回に引き続きまして外務公務員法案を議題といたします。御質疑をお願いいたします。

○吉川末次郎君 実は甚だ怠慢で、今日になつて初めて法案を見たよな点も相違ありませんけれども、それと同時に曾祢君の代りの臨時委員でありますから、余りいろいろな外務省の役所のことなんかを知らないので、極く素人のようなことをお伺いしたいと思いますが、第十二條に、第四項「待命の期間中、俸給及び勤務地手当のそれべ、百分の八十を支給する」という、こういう言葉がありますが、まあこういう慣例があるのだろうと思ひますが、それについて……。

○政府委員(大江晃君) 待命の制度について御説明願いたい。待命期間中の給

與額のことについて……。

○政府委員(岡部史郎君) 待命の制度について御説明願いたい。待命期間中の給

與額のことについて……。

○政府委員(岡部史郎君) お答えいたしましたが、この待命の大使、公使の手当を百分の八十にした根拠でございませんが、これは実はこういうことになります。御承知のように戦前におりまして、昔は満三年間の期間を以て待命の期間を與えておりました。

○政府委員(岡部史郎君) お答えいたしましたが、この待命の大使、公使の手当を百分の八十にした根拠でございませんが、これは実はこういうことになります。御承知のように戦前におりまして、大体こういう職務に就かなければ、この待命の標準といふものは三分の一になつております。一例が休

職者、戦前におきましては休職を命ぜられたものには本俸の三分の一を支給するということがあります。大

体皆この職に就かないものは三分の二、その根拠はどこにありますかと申しますと、結局これが唯一の理由だと

いうことは言い切れないのですが、大体におきまして経済状態が

○吉川末次郎君 そうすると、只今引

か。○政府委員(大江晃君) 戰前の法令で

○吉川末次郎君 今引用せられました在外公館云々の法令は戦後の法令ですか。

○政府委員(大江晃君) 戰前の法令でござります。

○吉川末次郎君 そうすると、只今引

か。○政府委員(大江晃君) 戰前の法令でござります。

○吉川末次郎君 そうすると、待命とい

うのは、一般職の職員は勿論、特別職の職員につきましても現在待命という制度はございません。

○吉川末次郎君 そうすると待命とい

うのは、結局他の一般公務員におけると同様に、その主目的は生活を保障することにあるというように解釈していいわけですね。

○政府委員(石原幹市郎君) 大体そ

のに該当するものであつて、他の一般

国家公務員も以前は休職給は本俸の三

分の一で、これはまあ生計費を、生活

は非常に額が、百分の一ティージが殖えて来てることになると思います

が、それはどうしたことになるのです

か。それからもう一つ併せてお聞きし

ておきたいと思ひますことは、これは

かの国家公務員にも待命期間とい

ういうものが、まあ外務官吏の他の国家公務員と異なるところの特殊性の上に立つての法律

であります。が、一般国家公務員が適用

される。こうした場合ですね、例えば

ほかの国家公務員にも待命期間とい

ういうなものがあるのか、又その

場合におけるところの俸給や手当の支

給額といふようなものとの関係はどう

なるのですか。

○政府委員(岡部史郎君) お答えいた

しましたが、この待命の大使、公使の手

當を百分の八十にした根拠でございま

すが、これは実はこういうことになつ

ております。御承知のように戦前にお

きましたが、この待命の大使、公使の手

アグレマンを取つたりいたします。関係上、止むを得ず必然的にこういう制度をとらなければならんということから生まれて来た制度でございまして、その間の或る程度の俸給といいますか、そういうものを支給しなければならないことは当然のことじやないかと思います。

○吉川末次郎君 午前中のそういう政府委員の御答弁を欠席いたしておりましたので承わらなかつたので今初めて承るのですが、アグレマンを当事国から取るというような関係のために、特種的な待命という制度があるわけなんですか。

○吉川末次郎君 大体その待命の期間というのは、従来の例からいたしますと、どれだけくらいの期間になるのでしょうか。

○吉川末次郎君 もとは三年くらいあつたのであります。これも午前中出た議論であります。昔は待命制度というのが、何か恩典といいますか、暫らくその間待命にしておいて、又その中から外交官に外地に行つてもらうというような目的から、相当長い期間があつたのであります。今度のはアグレマンを取つたり、いろいろする関係上必然的に出て来る止むを得ない制度として生まれたのであります。ただ相手国からアグレマンを取るにつきましてもすぐ出ないからといってそのまますぐ引ひめるわけにも行きませんので、まあ一年間くらいは期間を置きました。そのうちにはつくりわかれれば別であります。一年以上にもなるというのであれば解任、

職を免ずる、こういうことにしておるわけであります。

○吉川末次郎君 それで公使などの待命期間中、即ち他の一般公務員におけるところの休職期間中の生活を保障するため百分の八十の俸給及び手当を支給するのだとか一応了解であります。

○吉川末次郎君 本俸を基準にして、本俸に対する百分の八十を支給すれば事足りるのだと思ふのであります。ところが勤務地手当の八十倍にも、或いは數百倍かも知れませんけれども、比較にならないくらい私は多額なものだと思われる所以であります。そりしてその期間は、恐らく内地へ帰つて生活することになるだろうと思ひます。それが本俸によるところの生活保障という御答弁によるところの生活保障といふ点からすると、ないよな気がするのですが、それは如何でしようか。

○吉川末次郎君 吉川委員がおつしいましたのは、在勤地のことをここに規定して置くほどの必要は、御答弁によるところの生活保障といふ点からすると、ないよな気がするのですが、これは如何でしようか。この勤務地手当といふ点からすると、ないよな気がするのですが、これは如何でしようか。

○吉川末次郎君 只今のお話をごとく、昔は親任官といらはは大使だけであつたのであります。今度はこの在外公館の、別に御審議を願ひまする位置に関する法律案が別にあるわけですが、それも了承いたしておるのであります。これがそういふ親任官ではなかつたと思うのですが、こういう認証で言えば、局長級といふうに解釈されておつたかと思うのであります。これがそういふ親任官ではなかつたと思うのですが、こういう認証で言えば、局長級といふうに解釈されておつたかと思うのであります。

○吉川末次郎君 第十六條の査察使の制度についてであります。戦前におこなつた際に、それを公使でよろしいといふ区別をしておる。こうしたことになつた從来の制度との違い及び理由が、これはそういふ親任官ではなかつたと思うのですが、こういう認証で言えば、局長級といふうに解釈されておつたかと思うのであります。これがそういふ親任官ではなかつたと思うのですが、こういう認証で言えば、局長級といふうに解釈されておつたかと思うのであります。

○吉川末次郎君 これと同様なる制度についての諸外国の実例等があります。たら、教えて頂きたいと思ひます。○吉川末次郎君 諸外国におきまして如何なる査察制度がござります。そして如何なる査察制度がござります。後刻御報告をいたします。

○吉川末次郎君 必ずしも私は悪い制

○吉川末次郎君 よくわかりました。それでは違うことを一つお伺いいたしたいと思うのであります。これは何條でありますか。今のお話で大使、公使の区別がござりますが、区別はあれですか。日本國が省のお役人の諸君と私的にお話をしても、なつておりますが、第九條の認証を要するということに、第九條ですか、なつておりますが、ところが普通認証官といふものは、昔の制度によると、あれは親任官に該当するものだと思われるであります。ところが大使は大体従来ともそうした形式をとつたんじやないかと思うのですが、公使は、まあ官僚といつてしましても、俗な言葉で言えば、局長級といふうに解釈されておつたかと思うのであります。これがそういふ親任官ではなかつたと思うのですが、こういう認証で言えば、局長級といふうに解釈されておつたかと思うのであります。

○吉川末次郎君 第十六條の査察使の制度についてであります。戦前におこなつた際に、それを公使でよろしいといふ区別をしておる。こうしたことになつた從来の制度との違い及び理由が、これはそういふ親任官ではなかつたと思うのですが、こういう認証で言えば、局長級といふうに解釈されておつたかと思うのであります。

○吉川末次郎君 これと同様なる制度についての諸外国の実例等があります。たら、教えて頂きたいと思ひます。

○吉川末次郎君 諸外国におきまして如何なる査察制度がござります。そして如何なる査察制度がござります。後刻御報告をいたします。

○吉川末次郎君 研修所の現状、或いは外國におきまして研修をどうなさるか、現在のところ資料の準備がござります。後刻申上げますが、その前に先ほどの査察制度につきまして手許にありますする資料といたしましては、アメリカのフォーラン・サービス・

アクトの中に査察制度といふのがございまして、国務長官は少くとも毎年毎に一回の割合を以て外交及び領事事務の査察を行つために適当な外交官を派遣するというような規定がござります。これを申上げておきます。更に、他の国の制度につきましては又資料がございましたら申上げます。

ことにつきまして從米行なつておつたるに二通りございまして、一つのほうは外交官といふものになりまする若い職員が、最初の一 年間、当該の国の大學生等におきまして語学を中心といたしましていろいろ勉強する。もう一つのほうは、これは必ずしも毎年外交官領事官の試験を通過したものから毎年必ずやるというわけではございませんが、予算の関係その他から、いわゆる研究員といふものを選びまして、その國に三年間滞在させまして、やはり語学を中心とし、或いは国情の研究その他をやらしておりまして、この制度は今後これからも又再び継続したいと考えております。外務省の東京にありまする研修所の制度につきましては、場所は小石川の、これは東方文化学院ですかの建物を外務省が借用いたしまして、ここに研修所長以下指導員数名を置きまして、先ず外交官、領事官の試験を受けましてパスいたしましたものを一つのグループといたしまして、これに六ヶ月間の語学或いは日本の文化等に関する教育を授けられます。又その間、適當な期間、一定の寄宿舎に收容いたしまして団体的な訓練も與えるということもいたしております。又その間、適當な期間、一定の

書記生のクラス、こういうものもござります。この研修所にはこのほかに外務職員で仕事をしておられるものの再教育という意味におきまして、グループに分けまして語学を勉強させたり、こういったことをやつておりますが、更に詳細のいろいろな点につきまして御要求がございますなら

は率直に申上げますと、私もやはりさせ  
干そういう感じを持つぐらいなんできま  
りますが、結局金権委員もやはりさ  
府代表でありますし、ただ金権委員さ  
は、簽名調印するという権限  
附與されたものが全権委員だといふこと  
になりまするので、そういう意味  
上下とかどうとかいう観念じやな  
二、七〇年五月二十二日付の函

けでございまして、専ら財務、商務、農務、こういうことに属する人々を考によりまして「専務職員として務機構一本の下にして行こう。そして定員などもつまりその場合は外務省定員の中に入つておる、こういうふうに相成るようになつておるのであります。ただ、只今の御質問の中で或

は選外でこれまでの者とことなりま

○吉川末次郎君 それでは外務省研修所に関する内容がわかりますようないわば学校の案内書とか規則書のようなものですが、ありましたら一つこの機会に出して頂きたいということを御要望いたしておきます。まだ実はよく法案の全体を勉強いたしておりませんので、今までちよつと見たところだけにつきまして御質問いたした次第でございますが、これで私の質問は一時打切つておきます。

持つてゐるのであるといふ意味で、順序になつたのであります。

○大隈信幸君 それからその外務職員の定義があるわけなのですが、先ほどの質疑で伺つておりますと、いわゆる外務省に勤務する者の中で、外務省員ならざる一般公務員法の適用を受ける者があるように承わるのですが、具体的にどういう職種の人がこれに当てて、そういう人は何と称することになるわけですか。

○政府委員(石原幹市郎君) 具体的に言へば、運転手、タイピスト、印刷工のような者が當るわけであります。これはやはり外務省の職員ではあります、外務公務員法の適用でなしに、国家公務員法の適用を受ける外務省員といふことになるわけであります。

○大隈信幸君 念のために伺うのですが、今の補助的なもの、運転手とか、タイピスト、印刷工等は、在外公館におる者は全部この適用を受けるわけですか。

○政府委員(石原幹市郎君) その通りであります。

う思ひのです。ただ外務公務員が、その外人が、外国の国籍を持つておるまではありますと、これは今問題になつておりますこの條項に抵触して来る。  
○伊達源一郎君 午前中質問があつたから重複するかも知れませんが、過去においては在外公館にくつついおつたり、離れたりして、いたので、いろいろな種類の人に行つておられた。海軍……大使館から離れた。海軍……大使館から離れた。大蔵省からも財官……、今後はそれが非常に多くなると思うのです。そうしてかなり有力人が行くようになると思うのです。この法案の作り方からいと、そういう人は在外公館で、公館といいますか使館なり公使館で統一されることとありますけれども、それをどういう工方にされるか、これにはどういうふうに予定されておるのか、経済の方面などは大使、公使より大分えらい人を出なければならん場合が多いと思いまが、それは大使館員として考え方とか、どういうふうに統一されるか、御構想を一つ話して頂きたいと思ひます。

されども、非常な特命を以て特に  
されると、いふやうな人は、これは或  
は特派大使とか、特派公使とか、特  
形のものができるかも知れません。  
いわゆる從來の財務官、商務官と  
よろなものにつきましては外務職員  
として一本の下にやつて行こう、ここ  
う方針であります。

は別なういと真貫いうが、思ふと思えりえうなしてのものを使ふ行くとかどかかもてもにども

のほうが権限から行くと非常に小さい  
わけなのですが、これが上に上つて出  
て、金権のほうは下に下つていて。そ  
の辺の何か理由は特にありますま  
すか。

○大臣信幸君 それから第七條の問題で、これは非常に特殊な例を申上げます。どうでありますか、併しあり得ないことは思はないのですが、例えば外務公使員が外務省において外国人を雇う場合、どうであります。

かどういうふうに統一されるかの御構想を一つ話して頂きたいと願ります。

いそまわゆる特派大使といふのは、全権委員になるわけですが、その他の場合にはやはりこの制度では特命全権大使と申しますか、この中には任地を持たない大使というものもあり得るわけございます。いわゆる特派大使といふのは、全権委員になるわけですが、その他の場合にはやはりこの制度では特命全権大使と申します

第五部

目的を以て派遣される、外務公務員法の建前から申しましたならば、そこらは外務大臣が訓令を以てその間を律するなどとの関係は必要がありまする際には、外務大臣が訓令を以てその間を律する、こういうことになつてゐるのではないかと思ひます。

○伊達源一郎君 これは実際問題から

言つて非常によく研究して頂きたいと思います。前には陸海軍から行つておる者は大使公使のどれにもならなかつた例がたくさんある。今度は経済方面のことで相当有力な人がたくさん行つて、大使館、公使館を離れて別に行動するという、これから外交はまあ王として経済のことが多いだろと思うのですが、経済的に知識経験のある大使公使が行つておれば別でなければ、多くの場合大使公使はそうでないで、そして外務省の役人は大体経済のことの知識は豊富でないのでもう一つは外務を多くして日本の事情を知らない、いうことが非常に多いのであります。特殊の扱いを受けてそういうふうに日本の事情を知ることが少くして外國勤務が多いといふような弊に陥らないで、その後は人材を運用するごとに、日本的事情を知ることで考えておられるでしようか。

○政府委員(石原幹市郎君) 全く御意見の通りであります。現役陣は暫くの間内地勤務がございまして、終戦連絡事務局とか何とか国内の各地に暫く勤務をして、日本の地方の事情等にも十分通曉できたと思うのでございます。それから各省の人事の、外務省が非常

に縮小されました。一時縮小されておられた関係上各省と非常な人事の交流が行われておりますので、只今のところは幸い外務省の職員も非常に広く教育を受けける機会が持てたと思うのであります。今はこの点につきましても人事の交流なり或いは長く在外にいる者は内地で勤務せるとか、そうなりますが、今後はこの点につきまして次第であります。

○伊達源一郎君 昨日もちょっとお尋ねしたのですけれども、これはこの規則で見てもわかることじやないのですけれども、外交官と政黨の関係です。これは日本の政党政治がこういう工合になつて来ると、社会党の内閣が敗れて自由党の内閣になつたとすると、社会党が任命した大、公使を全部自由党に代えるということをなし得るのです。その場合待命の人は非常にたくさんのできるかも知れないけれどもなし得る。今でも自由党では外務大臣も、政務次官も皆自由党でいらっしゃるようですが、外務省を担当している國務大臣も、政務次官も皆自由党でいらっしゃるようになりますが、自由党の論功行賞によつて大使、公使を取替え得るような考へが起るかも知れんが、そういうときにはこの規則では差支えなくそぞらし得るわけですね。そういうことについては何か考慮を拂つておられるでしようか。

○政府委員(石原幹市郎君) この伊達君の御意見、お気持は十分尊重しなければならんことは言うまでもないことはあります。それがどこで抑えてあるかといふことは相成らんかと思うのであります。いざなみで、この規則の上でそれを直ちにどの條項で、そういうこと

に縮小されました。一時縮小されておられた関係上各省と非常な人事の交流が行われておりますので、只今のところは幸い外務省の職員も非常に広く教育を受けける機会が持てたと思うのであります。今はこの点につきまして次第であります。

○吉川末次郎君 今の質問に関連して、よく調べておりませんから、誤りがありましたらしく御教示願いたいと思います。私は伊達さんによつてお話をしました外務公務員と政黨との関係であります。結局この法案は國家公務員法に対する特例的な法律であると考へます。その場合待命の人は非常にたくさんのできるかも知れないけれどもなし得る。今でも自由党では外務大臣も、政務次官も皆自由党でいらっしゃるようになりますが、自由党の論功行賞によつて大使、公使を取替え得るような考へが起るかも知れんが、そういうときにはこの規則では差支えなくそぞらし得るわけですね。そういうことについては何か考慮を拂つておられるでしようか。

○政府委員(石原幹市郎君) この伊達君の御意見、お気持は十分尊重しなければならんことは言うまでもないことはあります。それがどこで抑えてあるかといふことは相成らんかと思うのであります。いざなみで、この規則の上でそれを直ちにどの條項で、そういうこと

に縮小されました。一時縮小されておられた関係上各省と非常な人事の交流が行われておりますので、只今のところは幸い外務省の職員も非常に広く教育を受けける機会が持てたと思うのであります。今はこの点につきまして次第であります。

○吉川末次郎君 今、お尋ねの規則で見てもわかることじやないのですけれども、外交官と政黨の関係です。これは日本の政党政治がこういう工合になつて来ると、社会党の内閣が敗れて自由党の内閣になつたとすると、社会党が任命した大、公使を全部自由党に代えるということをなし得るのです。その場合待命の人は非常にたくさんのできるかも知れないけれどもなし得る。今でも自由党では外務大臣も、政務次官も皆自由党でいらっしゃるようになりますが、自由党の論功行賞によつて大使、公使を取替え得るような考へが起るかも知れんが、そういうときにはこの規則では差支えなくそぞらし得るわけですね。そういうことについては何か考慮を拂つておられるでしようか。

○政府委員(石原幹市郎君) この伊達君の御意見、お気持は十分尊重しなければならんことは言うまでもないことはあります。それがどこで抑えてあるかといふことは相成らんかと思うのであります。いざなみで、この規則の上でそれを直ちにどの條項で、そういうこと

に縮小されました。一時縮小されておられた関係上各省と非常な人事の交流が行われておりますので、只今のところは幸い外務省の職員も非常に広く教育を受けける機会が持てたと思うのであります。今はこの点につきまして次第であります。

○吉川末次郎君 これで今私が申しましたことを、手許に資料として国家公務員法を頂いておりますから、調べてみます」というと、国家公務員法の第五條、人事官に関する規定であります。第五條、人事官に関する規定であります。そこでこの外務公務員法の特例を考えてもらわなければなりません。そこでこの外務公務員法の特異性といふことから、最小限これだけの特例を考えてもらわなければなりません。そこそこいついて、この法律は生れたのであります。原則は一般国公務員法が適用されることを勿論でございますが、今吉川さんが言われましたような規定が少しもないよう思つたような点は、国家公務員法で律せらるべきな規定が少しまつたから、この法律は生れたのであります。原則は一般国公務員法が適用されることを勿論でございますが、例えて申しますれば

「(人事官)

第五條 人事官は、人格が高潔で、民主要治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理

解があり、且つ、人事行政に関しては、この職見を有する年齢三十五年以上の者の中から両議院の同意を経て、内閣が、これを任命する。

人事官の任命は、天皇が、これを認証する。

左の名号の一に該当する者は、

一、人事官となることができない。

二、破産者で復権を得ない者

三、禁治産者若しくは準禁治産者又は第四章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

三、第三十八條第三号又は第五項に該当する者

とありますて、その次のことであります、「任命の日以前五年間」において、政党の役員、政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力をもつ政党員であつた者又は任命の日以前五年間に於ける公選による國若しくは都道府県の公職の候補者となつた者は、人事院規則の定めるところにより、人事官となることができない。」というふうなことがあります。次に「人事官の任命について」は、その中の二人が、同一政党に属し、又は同一の大学学部を卒業した者となることとなつてはならない。」という規定があります。こういう規定が少しもこの外務公務員法の中には盛られておらないのであります。むしろ母法的な立場に立つところのものは国家公務員法であるといふ御答弁でありますから、今問題になつておりますと、政黨員であつたものは人事官になれないということが当然のことになります。そこで、人事官の任命は、天皇が、これを認証する。

○政府委員(石原幹市郎君) 外務人事審議会、並びに人事審議会の委員と、人事官とは若干といいますか、相当これは違うと思うのでありますて、外務人事審議会は外務大臣の下にあつて諸問題に応じたり、いろいろ調査しまして資料を出しめしり、意見を具申しますか。これは違うと思うのでありますて、外務大臣が外務行政事務を行いますか、附屬機関のようなものであります。併しながら審議会の委員の公平を期するという意味からいたしまして、これはまだ只今ほんの腹案でござりますが、先ほど申上げましたように、政黨の役員のようなものであるとか、或いは国会及び地方公共団体等の議会の議員、こういう人は大体なつてもらわんようにしよう、こういう考え方でござります。

○吉川末次郎君 それからもう一つ、今読み上げました、引用した国家公務員法の第五條の末項の人事官の任命に関する規定であります。そのうちの二人が、同一政党に属してはならないと定め、その他の制度につきましては局部的にいろいろ再検討しなくてはならぬと思つております。

○吉川末次郎君 それからもう一つ、今読み上げました、引用した国家公務員法の第五條の末項の人事官の任命に関する規定であります。そのうちの二人が、同一政党に属してはならないと定め、その他の制度につきましては局部的にいろいろ再検討しなくてはならぬと思つております。

○吉川末次郎君 それで、これは外務人事審議会の委員の問題でありまするが、同様にこのスボイルス・システムを排除するという精神は適用されるものと解釈してよろしうござりますか。もう少し具体的に申しますと、私の知りませんが、日本は日本の民主化のために非常に重要な規定であるとその当時から考えておつたのであります。このことは非常に重要なことであると考えるのであります。それは私は日本の民主化のために非常に重要なことなることとおつてはならない。」ということです。これは私は日本の民主化のために非常に重要なことなることとおつてはならない。」

○吉川末次郎君 それで、これは外務人事審議会の委員の問題でありまするが、同様にこのスボイルス・システムを排除するという精神は適用されるものと相並んで学問の打破ということを考えて、日本の民主主義の未発達の原因が一つのその官學閥の神古といふことになります。それが、官吏は官吏の出身者であるというような意味で、今申しましたところの山縣公が文官任用令を作りましたとして、そうして政黨員の任用令を作りましたとして、非常に愉快にいたしますするといふこと、非常に愉快にそれを矯正しようとしております見解のどときは、これは現在の官吏諸君からいふことをおつたといふこと、非常に愉快に思われないことをかも知れませんけれども、広い目で見ますといふと、これは極めて重要なことだと考えるのであります。それで外交官は大体今まで帝國大学出身者及び一ヶ橋の商科大学の出身者等に独占されて来たと思うのであります。

○吉川東次郎君 それは今御答弁ありましたように、外交官の試験によつて、外交官補或いは領事官補等を求めていられるることはよく我々は知つているのであります。併しながら結局そうした試験が行はれておりましてもですね、さつき申しましてるように特殊の学校の一、二の学校の卒業生の学問によつて、外務省の人事行政が支配せられているということは、現実の事象なんでありますから、例えば松岡洋右君がああいう馬鹿げたところの外交方針を探査したということも、これは私は一つの原因になつてゐるものでは、むしろ学問に対するところの松岡洋右君の反抗的な心理、サイコロジーというものが私は相当に働いておつたのじやないか。即ち露ヶ関の秀才と謂われるところの諸君が、帝國大学及び一橋の大学の卒業生によつてコントロールされているということに対するものであつたといふことが、私は實際上これには彼がああいう誤りを犯すことのサイコジカル・ファクターに大きく動いて行つたと思うのです。そういう外交の面だけ考えて見ても、外務省の人事行政の面だけを考えて見ましても、この国家公務員法の第五條の終末の規定がこの中に入つていません。又そういう精神をアライズする、実現するということの精神が、少しも一般公務員におけるがごとくこの中に入れられないということは、これは私としては非常な欠陥ではないか。又国家公務員法にその他いろいろ規定いたしておりますところの、やはり民主主義的な精神というものがオミットされている

ということは、たまに法律形式の上ではなくして、そういう基本的精神がオミットされているところの、要するに戦前の外務省の人事行政の觀念の復活、即ちこれは逆コースの一つとしての觀念によつてこの法律案が作られているのじやないかといふことで、私は非常に危惧の念を持つのですが、如何でしようか、それは御質弁聞いてもいたし方ないでしようが……。

○政府委員(石原幹市郎君) これはさうなものでない、ことをむしろお事院側のほうからお話を願つたほうが却つて御納得頂けると思います。

○政府委員(岡部史郎君) 私からお答えするのが適当かどうかわからないのでござりますが、申すまでもなくこの国家公務員法は我が国の官吏制度の民主化のために、その実現を保障するため種々の点において制度的に工夫が凝らしてあるわけでござります。そうちてその重要性につきましては、今吉川さんがお述べになつた通りでございますが、それで例えば外務公務員の国家公務員法制定以来の外務公務員の採用試験、即ち從来のいわゆる外交官試験といふようなものは、すべてこれより事院が責任を以て実施する建前になつておるわけであります。でその人事院が今吉川さんのお示しのよろ、公正性を担保されている。でこのよろと存するのであります。ただ、それがどういうようにこの国家公務員法の構成方法としては私は大事なことであるが、特例法としての外務公務員法案に相当しているかという問題であります。

が、第一に先ず具体的に取上げられましたのは、外務人事審議会の問題であります。この外務人事審議会を以ちまして、直ちに今人事院に要求されても、少し過大な要求ではあるまいかというような感じがいたすわけであります。と申しますのは、これは実際問題を主といたしますが、この外務人事審議会を以ちまして、直ちに今人事院に要求されても、少し過大な要求であります。この人事審議会というものは、何と申しましても、外務大臣の下におきましてできるだけの公正性を担保しようといふ機関に過ぎないのでございまして、こののような機関にそれほど過度の要求條件につきまして要求することは少し無理ではあるまいかと思うのであります。併しながら先ほども石原政務次官からも申されました通り、この任用制度その他につきまして、一般職の外務公務員に過ぎない限りはすべて国家公務員法の原則にそり反した、そり逸脱したものではなかろうと考えております。さいまして、又ここに掲げてあります特例につきましても、大体国家公務員法の原則にそり反した、そり逸脱したものではなかろうと考えております。そういう意味におきましては、大体国家公務員法の線に沿つているのじやないか。ただこの外務公務員法は特別職につきまして同時に規定しているわけであります。たゞ大使公使等の特別職につきましては、これは必ずしもその言葉の本来の意味におきまするスタイルシステムといふものと矛盾するかどうか。むろん実は国家公務員法の精神といたしましても、一般職につきましては、つまりは、これは中立を維持するボリシング、その他のいわゆる特別職に関しましては、これはそのとき

○吉川末次郎君　今御説明で一応了解した点もあるのですが、この学問打破の精神を汲んだ国家公務員法の規定がこのうちに入つてないということについては、まだ了解ができないことがあります。それで今これは外務大臣にお聞きすべき問題であるといふお話がありましたが、吉田さんの平素の御言動からいたしますると、岡崎君も同一であります。大体岡崎君や吉田さんは、私は新憲法というものはわかつていらない人だと思つてゐるわけで、主權在民なんということはわかつていない人だと思つてゐる。これは聞いたところでどんな御答弁があつても何とも仕方がないと思ひますが、淺井人事院總裁から私はこのことを一つお聞きしておきたいと思うので、次回にその便宜を一つ委員長においてお計りを願いたいと思います。

○中山福蔵君　ちよつとそれに関連してお伺いしておきたいのです。あの特別職でありまする外交官の試験なんですがね。これはいわゆるその特別職にふさわしい、先達つても私お聞きしたのですが、試験の、採用の方法ですね、大体外交といふものは言葉がよくしゃべれるとか、國際法をよく知つているとか、それでは私はいかんと思ひます。それを読む前に、一つの勘を働かさなければならん。いわゆる觀察力、洞察力といふものの卓越した人間

つております。殊に世界平和のために、第三勢力の據頭といふようなことに付いて、世界の文明、平和の動向といふものは、どういうふうに動いているか、ということを、一応何万巻という書物を繰いてこれを感知するというようなことをじやいかんと思うのですがね。直ちにいわゆる一種の洞察力といふものを持たなければならん。従つてこのことじやいかんと思うのですがね。直ちにいわゆる一種の洞察力の、いわゆる素質的に適格性を帶びている者じやないかと思うのですが、そういう点について一般職の採用の基準と、いわゆる外交官の採用の基準とはおのずからこれは区別されなければならない問題じやないかと思うのですが、そういう点について外務当局はどういうふうなお持ちになつてゐるのですか、私はそれを一つ聞いておきたいのです。

といふような人々の採用については、大体思召のほどがわかるのですが、大公使の任命は、例えばこの間津島全權がフリリピンからお帰りになつた時の報告を聞いて、私は実は驚いたのです。これは負けたときの外交官といううふうにすべての問題を裁定して行くかといふところに、眞のその人たちの手腕、力量というものがわかつて来る私のものは……負けたときにどういと私は考へておる。然るに先づつての報告を聞きますといふと、私の質問に対する、いわゆる損害の基準、基本的査定はどういふうになさるかといふことを聞くといふと、それを査定するには非常に長い間の年月かかるのだ、だから御無理御尤もで向うの仰せのままでその損害額を認定して、それに対する賠償方法といふものを検討中だといふ、こういふお答えであつた。私はこれはやはり大公使の任命といふものが行われる場合に、こういふ不見識な人々が採用されるといふことになりますれば、國家の将来について非常な私は不幸なことをもたらすのではないかと思うのですからお尋ねするわけですが、大体イタリアにおられて、世界第一次大戦時ですが、この賠償の方法が非常にうまく行つた。津島さんと吉田さんと力を合せておやりになつた。従つてそういう経験があるからこれを採用するということになつていますが、よほどこの大公使の任命については、私はこういうことから考へて参りますといふと、外務省のほうでは、よほど人選といふものに思いをいたされなければならぬのじやないか

と思うのです。これは私ども常識的に考へまして、たとえ負けたりといふと、正確な数字を知りたい。而も損害を拂うときには正確な国民の納得の行く基準に基いた賠償を拂つて行きたいと、こう考へておるのであります。從つて負けようが、勝とうが、如何なる場合においても動ぜず、正々堂々と自分の主張をなし得る外交官が欲しいと私は思ふ。これは顧問でも何でもそうだと思います。こういふ点について何か反省なり、これからの人選は一つ注意して頂きたいということを、これはお答えをもらわんでもよいから十分注意してもらいたい。こういふ不見識ではいかんといふことを痛感いたしましたから、特に一つお願いしておきます。

○政府委員(石原幹市郎君) これは只今の問題にお答えをするという意味で立つたのではないであります。しかし、先般の津島顧問の報告の際の質疑応答からのお話であつたであります。これが私の推測であります。津島顧問の考へでは、相手国の損害額がどうだといふことで日本の賠償の額をきめて行こうという氣持ではありますか、経済自立と支撑能力、両方睨み合せて行かなればならないといふことのようありますけれども、一

○政府委員(石原幹市郎君) これはいわゆる公務員法であります。而も原則はたゞひく申上げますように、国家公務員法が底流として流れているのであります。従つて、いわゆる日本外交を大いに起してやるようになりましたが、津島顧問の考へでは、相手国の損害額がどうだといふことで日本の賠償の額をきめて行こうという氣持ではありますか、経済自立と支撑能力、両方睨み合せて行かなればならないといふことのようありますけれども、一

○吉川末次郎君 どちらも先ほど申しますが、はつきりおつしやります通り、私は欠席して、さつきからおけるところの、戦前の逆コースとそれと並んで、吉川さんや岡崎君には新憲法そのものがわかつてゐないといふことを言つたのです。そこで私は速記をとめて頂いて、対外的な響きが大きいといかんと思つて注意してお尋ねをしたのです。が、まさういうわけなんですか、伊達源一郎君 私は簡単なことを一つ結論的にお伺いしたいのですが、この外務公務員法案を見てみますと、昔の外務省の復活を法律化したもので、新らしい心がまえの殆んど見るべきものがないように思ひます。何が非常に新らしい、国民外交を大いに起してやるなどいう心がまえがどこに見えるでしょうか。

○政府委員(岡部安郎君) 先ほどの吉川さんからのお尋ねに対しまして私はお答え申上げるわけですが、只今お

お尋ね申上げるわけですが、只今お

限が実はなくなつておるのでございます。で、これは非常な退歩であるといふか、改悪といふか、悪い方向への進み方であるとかいうような意味ではございませんが、とにかく二つの制度のうちで、すでにこのようないい方の構成を持つべき二つの人事委員会において、このような構成の差がすでにできてる。従いまして私が知つております範囲におきましては、恐らくこの委員会の構成におきまして、学部にまで制限があるのは国家公務員法たつた一つではあるまいかというようになりますので、その点御参考までに申添えさせていただきます。

○吉川末次郎君 らよつとそれに関し申上げますが、あなたは地方公務員法を今引用されてお話をなつたのでありますから、地方公務員法は地方自治体の人事行政をやる機関だと思うのであります。従来の考え方からいたしまして、役人としましても、いわゆる外交官並びに高等文官といふものが官吏としての顯要の地位になつておりますので、地方自治体の吏員といふものはそれに比例するような顯要な役人の地位であるとは、私は日本人の社会通念から考えて来ておらなかつたと思うのをつけて、地方自治体の役人になつてゐるところの人が必要もまた従来からの観念で、伝統のある立派な大学の卒業生なんかが地方自治体の役人にはそんなになつてはいらないのです、最も代表的なものとして東京都のようなどころには、それは石原政務次官のような立派な経歴、学歴の人も、或いは隣にいらっしゃる兼岩傳一君のようないい立派な官学出身者の人も、課長になられるようなかたがありますけれど

ども、併しあつと下級の地方の自治体にはそんなに石原君や兼岩君のよう立派な学校の出身者は、そのものはこればかりは覗くるもので、そんな人が行くところにはなつてないのです。だからそなところで特に国が今要求していられるような国家公務員法の規定の同一学部云々のようないい規定をするなど多く中において最も羨まれて金持の娘さんをお嫌にやりたがる地位なんですから、(笑聲)そのところでは特に私は人はいない。外交官といふものは官吏の中において最も羨まれて金持の娘さんをお嫌にやりたがる地位なんですが、今のようなことが規定される必要があるということを申しておるのであります。そこで、あなたの御答弁は私の質問の趣旨には少しも符合いたしておらんといふことを申上げておきます。

○兼岩傳一君 どうでしよう。昨日も

非常に遅くなりましたし、今日は大臣も御出席にならないし、石原政務次官の外交の本義を承わるには……。

○政府委員(石原幹市郎君) 速記をとめて下さる。

○委員長(有馬英一君) 速記をとめて……。

〔速記中止〕

○委員長(有馬英一君) 速記を始めて下さい。

それでは今日はこれで閉会いたします。

午後四時四十四分散会